

『通典』職官序試釈（下）

* 北川 俊昭

目次

はじめに

一 「歴代官制総序」の試釈

〈前半部分、前号。後半部分以下、本号〉

二 若干の考察

おわりに

18

後魏昭成之即王位、初置官司分掌衆職。〈以燕鳳為右長史、許謙為郎中令。〉然而其制、草創、名稱乖疏。皇始元年、道武帝平并州、始建台省、置百官、封拜公侯・將軍・刺史・太守、尚書郎等官悉用文人。天興中、太史言天文錯亂、当改王易政、故官号数革。〈初、道武制官、皆擬遠古雲鳥之義、諸曹走使謂之「鳧鴨」、取飛之迅疾也。以伺察者為候官、謂之「白鷺」、取其延頸遠視。他皆類此。〉至孝文太和中、王肅來奔、為制官品、百司位号、皆準南朝、改次職令、以為永制。〈凡守令以六年為滿、後經六年乃叙。〉又作考格、以之黜陟。〈太和十八年、詔曰「古者三載考績、三考黜陟。朕今三載一考、考便黜陟、各令當司考其優劣為三等。六品以下、尚書重問、五品以上、朕与公卿親論善惡。上下者遷之、下下者黜之、中中守本位。〉又宣武帝行考陟之法、任事上中者、三年升一階、散官上第者、四載登一級。孝明以後、授受多濫。〈自明帝孝昌以後、天下多難、刺史・太守、皆為当部都督、雖無兵事、並立佐僚、所在頗為煩擾。及東魏靜帝時、齊神武作相、高隆之表請自非实在辺要・見有兵馬者、悉皆斷之。又時諸朝貴多仮常侍以取貂蟬之飾。隆之自表解侍中、并陳諸仮侍服者、請亦罷之。又自軍国多事、冒窃官者不可勝数。隆之奏請檢括、得五万余人。而群小喧囂、隆之懼而止。〉

北魏の昭成王が即位すると、初めて官庁を置き多くの職務を分掌させた。〈燕鳳を右

長史に、許謙を郎中令にした。〉しかしその制度は創まったばかりで、その呼称が乖離していた。皇始元年、道武帝が并州を平定すると、始めて尚書省を建て百官を置き、封地を授けて公侯・將軍・刺史・太守に任じ、尚書郎等の官にはことごとく文人を用いた。天興年間に太史が、天文が錯乱している、王位を改め政道を変えるべきだと言ったので、官号がしばしば改められた。〈初め道武帝の官職の制定は、皆太古の高く飛ぶ鳥に模したものであった。役所間の走り使いを「鳧鴨」というが、これは飛ぶのが迅速であるのにちなみ、伺察する者を斥候の官とし「白鷺」というが、これはその頸を延ばして遠くを視るのにちなんでいる。他も皆この類であった。〉孝文帝の太和年間になると、王肅が亡命してきて官品を制定し、諸官の爵位と名号は皆南朝に準拠することにし、職令を改めて順序づけ永世の制度とした。〈郡守と県令は六年で任期満了とし、その後六年たってから官に叙任することにした。〉また勤務評定に関する法規を作り昇進降格させた。〈太和十八年に「昔は三年で勤務を評定し、三回九年で昇降させた。朕は今日より三年で一考とする、考とは昇降のことである。各々所属の役所で優劣を評定し三等に分類する。六品以下の者は尚書が重ねて尋問し、五品以上については朕が公卿とともに自ら善悪を論ずる。上のは昇格させ、下のは降格させ、中の中は本の地位に留める」と詔があった。〉また宣武帝は勤務評定の法を行うのにあたって、職事官で上の中の者は三年に一階を升らせ、散官で上第の者は四年に一級をすすめた。孝明帝以後、官の授受は多く混乱した。〈孝明帝の孝昌年間より以後、天下に心配ごとや事件が多く、刺史・太守は皆所轄の都督となり、戦争が無くてもみな補佐する属僚を立て、どの地方も大変煩擾となった。東魏の孝静帝の時にちの北齊の神武帝・高歡が宰相となると、高隆之が上表して、実際に辺境の要地にいて兵馬を所有していない限り、属僚の任用はことごとく禁止するよう請うた。また当時、高貴な朝臣は多く散騎常侍を模して貂蟬の飾を用いていた。そこで高隆之はみずから上表して侍中を辞任し、合わせて侍中を模して着用する者をあげ、またこれも罷免するよう請うた。さらに軍事と国政が多忙ということで官を盗み取る者は数え切れないほどいたので、高隆之は調査するよう奏請して五万余人を摘発したが、つまらぬ者たちが囂々と非難したので、彼は懼れてそれ以上は止めてしまった。〉

* 教養学科（教授）

（平成二十一年三月二十七日受付）

19 北齊創業、亦遵後魏、台省位号、多類江東。(以門下省掌獻納諫正、中書省管司王言、秘書省典司經籍、集書省掌從容諷議、中常侍省掌出入門閣、御史台掌察糾彈劾。)後主臨御、爵祿大馬。(御馬及犬、乃有儀同・郡君之号、籍以旃罽、食物十余種。其宮婢・闈人・商人・胡戶・雜戶・歌舞人・見鬼人濫富貴者万數。至末年、太宰・三師・大司馬・大將軍・三公等官、並增員而授、或兩或三、不可称數。)後周之初扼関中、猶依魏制。及平江陵之後、別立憲章、酌周礼之文、建六官之職、其他官亦兼用秦漢。(他官、謂將軍・都督・刺史・太守之類。)

北齊の創業期もまた北魏の制度を遵守し、尚書省の位階と名号は多く江南に類似した。(門下省に忠言を献じ諫め正すことを掌らせ、中書省に王者の言葉を管轄させ、秘書省に書籍を司らせ、集書省にゆつたりと諷諫議論することを掌らせ、中常侍省に宮中の出入を掌らせ、御史台に罪状を調べ弾劾することを掌らせた。)後主である武成帝の長男・高緯が統治すると、犬と馬にも爵位や俸禄を与えた。(おそば近くの馬及び犬にも儀同・郡君の称号があり、敷物には毛織物を用い餌として与える食物は十数種類もあった。宮中の奴婢・宦官・商人・胡人の戸・官衙に配属された賤民・歌舞芸人・祈禱師で富貴を貪つた者は万をもって数えるほどいた。その末年になると、太宰・三師・大司馬・大將軍・三公等の官はいずれも増員して授けられ、あるものは二つ、あるものは三つもあり、数えられないほどであった。)北周の初年は、関中に依拠しなお北魏の制度によつていた。江陵平定の後別に憲章を立て、『周礼』の文章を斟酌して六官の職を建てたが、その他の官はまた秦漢の職名を兼用した。(その他の官とは將軍・都督・刺史・太守の類である。)

20 隋文帝踐極、百度伊始、復廢周官、還依漢魏。其於庶僚、頗有損益、凡官以四考而代。(又制、凡官以理去職、聽並執劾。)至煬帝、意存稽古、多復旧章。(百官不得計考増級、如有德行功能灼然顯著者、擢之。)大業三年、始行新令、有三台・五省・五監・十二衛・十六府。(殿内・尚書・門下・内史・秘書、五省也。謁者・司隸・御史、三台也。少府、長秋、国子・將作・都水、五監也。左右翊・左右驍・左右武・左右屯・左右禦・左右候、十二衛也。左右備身・左右監門等、凡十六府也。或是旧名、或是新置。諸省及左右衛・武候・領軍・監門府為内官、自余為外官。)於時天下繁富、四方無虞、衣冠文物為盛矣。既而漸為不道、百度方乱、号令日改、官名月易、凶籍散逸、不能詳備。

隋の文帝が即位して、諸制度はここに始まった。また北周の官職を廢止し、再び漢魏の官制に依拠した。多くの役人には大変な増減があつたが、官は四回の勤務評定をへて交代させた。(また制勅を下し、官人で順当な原因によつて官職を去つた者にはみな劬を執るのを許した。)煬帝の頃になると、古に倣おうと考えて多く昔の法令を復活させた。(百官は人事考課の集計により昇級することができず、もし德行機能が灼然として顕著な者があれば拔擢された。)大業三年に始めて新しい令を施行し、三台・五省・五監・十二衛・十六府とした。(殿内・尚書・門下・内史・秘書が五省、謁者・司隸・御史が三台、少府、長秋、国子・將作・都水が五監、左右翊・左右驍・左右武・左右屯・左右禦・左右候が十二衛、左右備身・左右監門等が十六府である。あるものは昔の名称のまま、あるものは新設の官であつた。諸省及び左右衛・武候・領軍・監門府を内官とし、その他は外官とした。)当時、天下は富み繁榮し四方に憂慮すべきこともなく、衣冠と文物も盛んであつた。しかるに次第に無軌道に陥り、諸制度は乱れ始め、号令は日ごと改まり官名も月ごとにかわつた。書籍が散逸しているため詳細をここに記すことはできない。

21 大唐職員多因隋制、雖小有變革、而大較小異。(高祖制、文官遭父母喪者、聽去職。)貞觀六年、大省内官、凡文武定員、六百四十有三而已。(頭慶元年初制「拜三師・三公・親王・尚書令・雍州牧・開府儀同三司・驃騎大將軍・左右僕射、並臨軒冊授。太子三少・侍中・中書令・諸曹尚書・諸衛大將軍・特進・鎮軍・輔国大將軍・光祿大夫・太子詹事・太常卿・都督及上州刺史在京者、朝堂受冊。」)又制「文武官五品以上老及病不因罪解者、並聽同致仕例。」龍朔二年、又改京諸司及百官之名、(改尚書省為中台、門下省為東台、中書省為西台、其余官司悉改之。)咸亨元年復旧。

大唐の職員は多く隋の制度に因り、わずかに變革はあつたがおおむね異なることはない。(高祖は制勅を出し、文官で父母の喪に遭つた者は職を去ることを許した。)貞觀六年に大いに内官を省き、文官武官の定員は六百四十三だけとなつた。(頭慶元年に初めて制勅を下して「三師・三公・親王・尚書令・雍州牧・開府儀同三司・驃騎大將軍・左右僕射を拜する場合は、いずれも皇帝が御座を軒に移して冊授する。太子三少・侍中・中書令・六部の尚書・諸衛の大將軍・特進・鎮軍・輔国大將軍・光祿大夫・太子詹事・太常卿・都督及び四万戸以上の州刺史で在京の者は、朝堂にて冊を受けさせ

よ」とした。また「文武官五品以上で老衰して病氣になり罪に因らないで解任された者は、みな停年退職の例と同じに扱うことを許す」と制勅を下した。龍朔二年、また中央官庁及び百官の名を改めたが、尚書省を改めて中台とし、門下省を東台とし、中書省を西台とし、その他の役所もことごとく改めた。咸亨元年にはもとの官名に復した。

22

至於武太后、再易庶官、或從宜創号、(改尚書省為文昌台、門下省為鸞台、中書省為鳳閣、御史台為肅政台及諸寺衛等名、又置控鶴府官員) 或參用古典。(改六尚書為天地四時之官) 天授二年、凡拳人、無賢不肖、咸加擢拜、大置試官以処之。試官蓋起於此也。(試者、未為正命。凡正官、皆稱行・守、其階高而官卑者稱行、階卑而官高者稱守、階官同者、並無行・守字。太后務收物情、其年二月、十道使拳人、并州石艾県令王山耀等六十一人、並授拾遺・補闕。懷州録事參軍崔猷可等二十四人、並授侍御史。并州録事參軍徐昕等二十四人、並授著作郎。魏州内黄県尉崔宣道等二十二二人、並授衛佐・校書・御史等。故當時諺曰「補闕連車載、拾遺平斗量。把推侍御史、腕脫校書郎。」試官自此始也。於時擢人非次、刑網方密、雖驟歷榮貴、而敗輪繼軌。(神功元年制曰「自今本色出身、解天文者進軹官不得過太史令、音樂者不得過太樂・鼓吹署令、醫術者不得過尚藥奉御、陰陽卜筮者不得過太卜令、解造食者不得過司膳寺諸署令。」又制曰「其有從勳官・品子・流外・国官・參佐・視品等出身者、自今不得任京清顯要等官。若累階應至三品者、不須進階、每一階酬勳兩軹。如先有上柱国者、聽迴授尋以上親。必有異行奇材別立殊效者、不拘此例。」) 神龍初、官復旧号。(凡武太后所改之官) 二年三月、又置員外官二千余人。(国初、旧有員外官、至此大增、加兼超授諸闕官為員外官者、亦千余人。中書令李嶠、初自地官尚書貶通州刺史、至是召拜吏部侍郎。嶠志欲曲行私惠、求名悅衆、冀得重居相位、乃奏請大置員外官、多引用勢家親識。至是、嶠又自覺銓衡失序、官員倍多、府庫由是減耗也。於是遂有員外・員外官、其初但云員外。至永徽六年、以蔣孝璋為尚藥奉御、員外特置、仍同正員。自是員外官復有同正員者、其加同正員者、唯不給職田耳、其祿俸賜与正官同。單言員外者、則俸祿減正官之半。檢校・試・撰・判・知之官。(撰者、言敕撰、非州府版署之命。檢校者、云檢校某官。判官者、云判某官事。知者、云知某官事。皆是詔除、而非正命。) 逮乎景龍、官紀大紊、復有「斜封無坐処」之誦興焉。(景龍中、有太平・安樂・長寧・宜城等諸公主及皇后陸氏妹郟国夫人・李氏妹崇国夫人并昭容上官氏与其母沛国夫人鄭氏・尚宮柴氏・

賀婁氏・女巫隴西夫人趙氏、皆樹用親識、亦多猥濫。或出自臧獲、或由於屠販、多因賂貨、累居榮秩、咸能別於側門降墨敕斜封以授焉、故時人号为「斜封官。」時既政出門、遷除甚衆、自宰相至於内外員外官及左右台御史、多者則數踰十倍、皆無廳事可以処之、故時人謂之「三無坐処」、謂宰相・御史及員外官也。

則天武后の時代になると、再び多くの官を変え、あるものは事宜に従って官号を創つたり、(尚書省を改めて文昌台とし門下省を鸞台とし、中書省を鳳閣とし御史台を肅政台とし、諸寺諸衛等の官名にも及んだ。また控鶴府を設け側近の官員を置いた。) あるいは古典を参用したりした。(六つの尚書を改めて天地四時の官とした。) 天授二年、人を挙げるには、能力の有無を問うことなくみな拔擢し、大いに試官を置きそれによって就官させた。試官はこれより起ったのである。(試とはいまだ正式な命を得ていないことである。正官であれば皆「行」・「守」と称するが、散官の品階が高くて職事官の品階が低いものは「行」と称し、品階が低くて品階が高いものは「守」と称する。品階と官品が同じならばみな「行」・「守」の字はない。武太后は世間の人気を得ようと務め、その年の二月に十道に人を推挙させ、并州石艾県令の王山耀等六十一人にみな拾遺・補闕を、懷州録事參軍の崔猷可等二十四人にみな侍御史を、并州録事參軍の徐昕等二十四人にみな著作郎を、魏州内黄県尉の崔宣道等二十二二人にみな衛佐・校書・御史等を受けた。そのため当時の諺には「補闕を載せた車は連なり、拾遺は一斗枿で計るほどいる。侍御史はならしでかき集めることができ、校書郎は腕からあふれ出るほどいる」とある。試官はここに始まったのである。) この時の人材拔擢は順序によらず、刑罰の網の目は精密であり、すみやかに榮貴を極めても前人の轍を踏んで次々と身を減ぼした。(神功元年に「今後は、職掌人より品階を得て出身し、天文から初めて任官した者は昇進して官を転じて太史令を、音楽の者は太樂・鼓吹署令を、醫術の者は尚藥奉御を、陰陽卜筮の者は太卜令を、料理で任官した者は司膳寺諸署の令を越えることはできないものとする」と制勅を下した。また「勳官・品子・流外官・国官・參佐・視品等より初めて品階を得て出身した者は、今後は中央官や清官、顯要等の官を得られない。もし階を累積して三品に至った者はそれ以上階を進めず、一階ごとに勳官二等の昇級により酬いる。もしすでに上柱国の位にあるならば、一年以上の喪に服する親族にまで廻らして相当の官品を授けることを許す。異行・奇材により別に特殊な功績を立てた者があれば、この例には拘束されない」と制勅を下した) 神龍初年

に、官を旧号に復した。〔武太后が改めた官をさす。〕神龍二年三月、また員外官二十余人を置いた。〔国初から員外官はあったが、これより大幅に増加し、もろもろの宦官に加え超授して員外官となった者はまた千余人もいた。中書令の李嶠は、もとは地官尚書より通州刺史に左遷されていたが、このときに召されて吏部侍郎を拜した。李嶠の意思は曲げて個人による恩恵を施し、名声を求め人々を悦ばせることにあり、重ねて大臣の位に留まることを乞い願ひ、上奏して大々的に員外官を置き、多く有力者の親類を用いるよう請うた。この時になって、李嶠もまた吏部の選考に秩序が失われたことを自覚したが、官員は倍増して国庫の貯蓄はこれより減少していったのである。〕ここに遂に員外〔員外官は初めのうちはただ員外といった。永徽六年に蒋孝璋を尚葉奉御とし、員外として特別に置いたがなお正員と同じであった。これより員外官にまた同正員という者が生じて、同正員を加えた者はただ職田が支給されないだけで、その禄と俸と賜は正官と同じであった。単に員外と言えば、禄が正官の半分に減らされたものである。〕・檢校・試・撰・判・知の官が起った。〔撰とは敕によつて撰すると云ひ、州府の官署からの任命ではなかった。檢校とは某官を檢校するを云う。判官とは某官の事を判するを云う。知とは某官の事を知ることを云う。これらはすべて詔による叙官であつたが正式な任命ではなかった。〕景龍年間になると、官界の綱紀は大いに紊乱して、またもや「斜封官に居場所無し」という諷誦が興つた。〔景龍中、太平・安樂・長寧・宜城等の公主及び皇后陸氏の妹郾国夫人・李氏の妹崇国夫人ならびに昭容上官氏とその母の沛国夫人鄭氏・尚宮柴氏・賀婁氏・巫女の隴西夫人趙氏は皆近親者を立てて用ひ、再び乱れた。あるものは奴婢より、あるものは屠殺業者より出て、多くは賄賂により高い官職に居座り続けた。みな側門より別に墨敕斜封を降して授けることができたため、当時の人々は「斜封官」と呼んだ。この時すでに政令は多くのルートから出され、昇進人事が甚だ多かつた。宰相から内外の員外官及び左右台御史に至るまで、多ければその数が十倍を超え皆官庁に居場所が無かつた、そのため当時の人々は「三には居場所が無い」といったのである。三とは宰相・御史・員外官をいう。〕

23 先天以来、始懲其弊。〔玄宗御極、宰相姚元崇、宋璟兼吏部尚書、大革姦濫、十去其九。時有殿中侍御史崔泣・太子中允薛昭諷帝曰「先朝所授斜封官、恩命已布、而姚元崇・宋璟等沮先帝之明、婦怨陛下、道路謗讟、天下称冤。奈何与万人為仇敵、恐有非

常之變。〕上以為然、乃下詔曰「諸緣斜封・別敕授官、先令停任、宜並量材叙用。」監察御史柳澤又上疏、極言不可「其斜封官得免罪戾、已沐恩私。旬月之内、頻煩降旨、前敕令至冬處分、後敕又令替人却停、將何以止姦邪。將何以懲風俗。」

24 先天年間以来、始めてその弊害を是正した。〔玄宗が即位し、宰相の姚元崇と宋璟は吏部尚書を兼任し乱れた状況を大いに改革し、十のうちその九を削減した。この時、殿中侍御史の崔泣と太子中允の薛昭が皇帝を諫めて「先代の朝廷が授けた斜封官は、ありがたい恩典としてすでに広まっています。姚元崇と宋璟らは先帝の賢明な施策を塞ぎ止め怨みを陛下に向けたために、人民は誹謗し天下に不満が広がっています。これでは万民が仇敵となるのをいかんともし難く、恐らく非常の事変が起きることでしょう」といった。玄宗はなるほどと思い、そこで「斜封・別敕により官を授かつた者はまず先にその任を解き、みな才能を量つて官職につけるのがよい」と詔を下した。そこで監察御史の柳澤は上疏し「斜封官はその罪を免れ、すでに恩恵に浴して私的に結びついていきます。わずかな期間の内に頻煩に命令が降され、前の敕で冬季に任官させたのに後の敕でまた人を交替させてしりぞけ辞めさせるようなら、いかにして邪悪な者をとどめ、どうして風俗を戒めることができましょう」と言葉を尽くして反対した。〕

24 至開元二十五年、刊定職次、著為格令。〔此格皆武徳・貞觀之旧制、永徽初已詳定之、至開元二十五年再刪定焉。至二十八年、又省文武六品以下官三百余員及諸流外・番官等。〕蓋尚書省以統会衆務、挙持繩目。門下省以侍從猷替、規駁非宜。中書省以猷納制冊、敷揚官勞。秘書省以監録圖書。殿中省以供修膳服。内侍省以承旨奉引。〔尚書門下・中書・秘書・殿中・内侍・凡六省。〕御史台以肅清僚庶。九寺・〔太常・光祿・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・太府為九寺。〕五監〔少府、將作・国子・軍器・都水為五監。〕以分理群司。六軍・〔左右羽林・左右龍武・左右神武為六軍。〕十六衛〔左右衛・左右驍衛・左右武・左右威・左右領軍・左右金吾・左右監門・左右千牛為十六衛。〕以嚴其禁禦。一詹事府・二春坊・〔有左右春坊、又有内坊、掌閣内諸事。〕三寺・〔家令寺・率更寺・太僕寺。〕十率〔左右衛・左右司禦・左右清道・左右監門・左右内侍、凡十率府。〕俾又儲宮。牧守督護、分臨畿服。〔京府置牧、余府州置都督・都護・太守。〕

開元二十五年になると、官職の種類と分限を訂正して定本を作り、著して格令をつくった。この格は皆武徳・貞観の旧制で、永徽初年にすでに詳細に制定されていたが、開元二十五年に再び刪定したのである。二十八年にはまた文武六品以下の官で三百余員を、もろもろの流外官・異民族の官等を省いた。尚書省は多くの職務を統会してその手綱を拳持する。門下省は側で仕え善悪を正し非宜を論駁する。中書省は制冊を献納して慰勞を読み上げる。秘書省は図書を監修記録する。殿中省は食膳と衣服を供え修める。内侍省は命令を承けて乘輿を先導する。尚書・門下・中書・秘書・殿中・内侍が六省である。御史台は多くの役人を肅清する。九寺・太常・光祿・衛尉・宗正・太僕・大理・鴻臚・司農・太府が九寺である。五監（少府、將作・国子・軍器・都水が五監である。）は分かれて官僚たちを治める。六軍（左右羽林・左右龍武・左右神武が六軍である。）十六衛（左右衛・左右驍衛・左右武・左右威・左右領軍・左右金吾・左右監門・左右千牛が十六衛である。）はその防衛を嚴重に固める。一詹事府・二春坊（左右春坊があり、また内坊があつて宮廷内の諸事を掌る。）三寺（家令寺・率更寺・太僕寺である。）十率（左右衛・左右清道・左右監門・左右内侍が十率の府である。）に皇太子に関する事柄を治めさせる。牧・守・督・護は分かれて畿内と地方を管轄する。首都の府に牧を置き、他の府州に都督・都護・太守を置く。

25

設官以經之、置使以緯之。按察・採訪等使以理州縣。節度・團練等使以督府軍事。租庸・輦運・塩鉄・青苗・營田等使以毓財貨。其餘細務因事置使者、不可悉數。其輦運以下諸使、無適所治、廢置不常、故不別列於篇。自六品以下、率由選曹、居官者以五歲為限。於是百司具舉、庶績咸理、亦一代之制焉。一歲為一考、四考有替則為滿。若無替、則五考而罷。六品以下、吏部注擬、謂之旨授。五品以上、則皆敕授。自至德之後、天下多難、甄才錄效、制敕特拜、繁於吏部、於是兼試・員外郎、倍多正員。至広徳以來、乃立制限、州縣員外、兼試等官、各有定額。並云額内溢於限者、不得視職。其有身帶京官冗職、資名清美、兼州縣職者、云占闕焉、即如正員之例。官以三考而代、無替四考而罷、由是官有常序焉。

官職を設けて縦糸とし、使職を置いて横糸とする。按察・採訪等の使は州縣を治める。節度・團練等の使職は府の軍事を監督する。租庸・輦運・塩鉄・青苗・營田等の

使職は財貨を育む。その他の細かな任務で事柄にちなんで使を置くものは、数え切れない。その輦運以下の諸使は治める所無く廢置も常でない、そのため別けてこの篇目では列挙しないことにする。六品以下はおおむね人事担当の官庁の任命により、官に留まる者は五年を任期とした。ここに百官が些細に挙げられ多くの功績がみな治まり、また一代の制度が確立したのであった。一年に一度勤務を評定し、四回で交替させて満了とする。もし交替がなければ五回目勤務評定後に罷免させる。六品以下の人事は吏部が任命し、これを旨授という。五品以上は皆敕授である。至徳年間以降、天下に心配ごとや事件が多く、才能を見分け功績を調べて制敕により特別に官を拜するごとが、吏部による任命よりも頻繁に行われ、ここに兼・試・員外郎は正員の二倍を超えた。広徳年間以來、制限を設けて州縣の員外・兼・試等の官に各々定数を設けた。どれでもその定数内から溢れ出た者は、職務を司ることはないといわれている。その身に実職のない中央官を付帶し、資歴の官名が清望の官で州縣の職を兼ねた者は「占闕」といい、正員の例と同等に扱われる。官僚のポストは三回の勤務評定で代わり、交替がなければ四回目で罷免させられて、これより官職に恒常的な秩序が備わるようになった。

二 若干の考察

本節では、前稿²⁾では具体的に指摘できなかった正史や唐令³⁾にみえる典拠史料を条文ごとに掲げる。謹んで見落しとしによる不備を補足させていただきたい。

19条 於是自大丞相已下太宰・三師・大司馬・大將軍・三公等官並増員而授、或三或四、不可勝數。〔北齊書〕卷八、後主

20条 (大業二年七月) 庚申、制百官不得計考増級、必有德行功能、灼然顯著者、擢之。〔隋書〕卷三、煬帝上

20条 (大業) 三年定令、……分門下・太僕二司、取殿内監名、以為殿内省、并尚書・

門下・内史・秘書・以為五省。增置謁者・司隸二台、并御史為三台。分太府寺為少府監。改内侍省為長秋監、国子学為国子監、将作寺為将作監、并都水監、總為五監。改左右衛為左右翊衛、左右備身為左右騎衛。左右武衛依旧名。改領軍為左右屯衛、加置左右禦。改左右武候為左右候衛。是為十二衛。又改領左右府為左右備身府、左右監門依旧名。凡十六府。〔隋書〕卷二八、百官下

23条 「開七」諸任官、階卑而擬高、則曰守。階高而擬卑、則曰行。〔唐令拾遺〕選舉令、二八六頁。『唐令拾遺補』一〇六一頁

24条 「開七」「開二五」左丞相一人、右丞相一人。〔掌統理衆務、拳持綱目、總判省事。〕……〔唐令拾遺〕職員令、一二八頁。『唐令拾遺補』八九四頁

24条 「開七」「開二五」侍中二人。〔掌侍從、負宝、獻替、贊相禮儀、審署奏抄、駁正違失、監封題、給駈券、監起居注、通判省事。〕……〔唐令拾遺〕職員令、一三四頁。『唐令拾遺補』八九八頁

24条 「開七」「開二五」中書令二人。〔掌侍從、獻替、制敕、冊命、敷奏文表、授冊、監起居注、總判省事。〕……中書舍人六人。〔掌詔誥、侍從、署敕、官旨、勞問、授納訴訟、敷奏文表、分判省事。〕〔唐令拾遺〕職員令、一三六頁。『唐令拾遺補』九〇〇頁

24条 秘書省 監一人。〔掌經籍圖書、監国史、領著作・太史二局。〕〔唐令拾遺補〕職員令、九〇一頁

24条 殿中省 監一人。〔掌諸供奉、領尚食・尚藥・尚衣・尚舍・尚乘・尚輦等六局。〕〔唐令拾遺補〕職員令、九〇二頁

24条 内侍省 内侍四人。〔掌知宮内供奉、中宮駕出則夾引、總判局（省）事。領掖庭・宮灘・奚官・内僕・内府等五局。〕〔唐令拾遺補〕職員令、九〇四頁

24条 「開七」「開二五」御史大夫一人。〔掌肅清風俗、彈糾内外、總判台事。〕……

〔唐令拾遺〕職員令、一三八頁。『唐令拾遺補』九〇六頁

24条 「開七」「開二五」左右衛大將軍各一人。〔掌宮掖禁禦、督撰隊伍。〕……〔唐令拾遺〕職員令、一四四頁。『唐令拾遺補』九二九頁

24条は唐令からの引用というより、職員令をもとにその職掌を杜佑が官序ごとに要約したと考えたほうがよいであろう。『通典』「歴代官制総序」（職官序）は、『漢書』百官公卿表（13条まで）と『隋書』百官志（14〜20条）を骨子としている事実は、すでに繰り返し述べてきた。本節ではそれに加えて、唐令の職員令・選舉令を参考にして編纂されている点も指摘しておきたい。

おわりに

『通典』各篇目の序文の中で職官は最も長編であるが、膨大な夾注をすべて削り本文だけを一読すると、以下の事柄に改めて気がつく。12条の周王朝の衰退以降、それぞれの王朝の政治状況に連動して、しばしば官制の混乱が生じるようになる。無理な変更による官名の紊乱（12、13、18、20、22条）と官職の無秩序な濫発（18、19、22条）がそれである。これによる職掌の重複と官員の増加について、杜佑は「省官議」でも明確に主張している。そして「歴代官制総序」では、度重なる混乱とその軌道修正をへて唐の玄宗朝に至り開元二十五年令が制定されて、最後に一時代の官制が整備されたと本文を締めくくるのである。そこで注目すべきは、やはり官職の統廃合による官制の改革（14、15、21、23条）に関する記述であろう。この序文は、唐代までの中国官制の変遷を記した文章であると同時に、杜佑の改革の方向性を示唆するための序説であることが再確認されるのである。

注

(1) 唐代官制における「行」・「守」については、榎木正「唐名例官当条に関する一試論——官職の守行の理解をめぐる——」〔法制史研究〕三八、一九八八年、滋賀秀三「唐の官制における叙任と行・守——榎木正氏に答える——」

- 〔法制史研究〕三九、一九八九年）、池田温「唐令と日本令——律令官制における官職の「行」と「守」、滋賀秀三先生の高教へのおこたえ——」四（『創価大学人文論集』一六、二〇〇四年）、中村裕一「官銜に関連する「行」と「守」」（同氏『唐令逸文の研究』第三章第二節、汲古書院、二〇〇五年）などを参照。拙稿「『通典』職官序試釈」上（『富山商船高等専門学校研究集録』四一、二〇〇八年）、「『通典』職官序小考」上下（『富山商船高等専門学校研究集録』三一、三二、一九九七、八年）。以下、前稿①、②とそれぞれ表記を参照。
- (3) 仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院、一九三三年。同前書復刻版、東京大学出版会、一九六四年）および仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）を参考にした。なお、前者の頁数は復刻版による。
- (4) 参考までに、周末以降、以下に通し番号をつけ該当部分の本文だけを掲載しておく。なお波線部分は、省官政策を示す。
- 12 自周衰、官失而百職乱、戦国並争、各有变易。暨秦兼天下、建皇帝之号、立百官之職、不師古。始罷侯置守、太尉主五兵、丞相総百揆。又置御史大夫、以貳於相。
- 13 漢初因循而不革、隨時宜也、其後頗有所改。王莽篡立、慕從古官、而吏民弗安、亦多虐政、遂以乱亡。
- 14 光武中興、務從節約、并官省職、費減億計。廢丞相与御史大夫、而以三司綜理衆務。自於叔世、事歸台閣。論道之官、備員而已。
- 15 魏与吳蜀、多依漢制。晋氏繼及、大抵略同。太元六年、改制減費、損吏士職員、凡七百人。
- 16 爰及宋齐、亦無改作。官司有三台・五省之号、郡県有三歲為滿之期。
- 17 梁武受終、多遵齐旧。然而定諸卿之位、分配四時、置戎秩之官、百有余号。陳遵梁制、不失旧物。
- 18 後魏昭成之即王位、初置官司、分掌衆職。然而其制、草創、名称乖疏。皇始元年、道武帝平并州、始建台省、置百官、封拜公侯・將軍・刺史・太守、尚書郎等官悉用文人。天興中、太史言天文錯乱、当改王易政、故官号数革。至孝文太和中、王肅来奔、為制官品、百司位号、皆準南朝、改次職令、以為永制。又作考格、以之黜陟。又宣武帝行考陟之法、任事上中者、三年升一階、散官上第者、四載登一級。孝明以後、授受多濫。
- (5)
- 19 北齐創業、亦遵後魏、台省位号、多類江東。後主臨御、爵祿犬馬。後周之初拋闕中、猶依魏制。及平江陵之後、別立憲章、酌周礼之文、建六官之職、其他官亦兼用秦漢。
- 20 隋文帝踐極、百度伊始、復廢周官、還依漢魏。其於庶僚、頗有損益、凡官以四考而代。至煬帝、意存稽古、多復旧章。大業三年、始行新令、有三台・五省・五監・十二衛・十六府。於時天下繁富、四方無虞、衣冠文物為盛矣。既而漸為不道、百度方乱、号令日改、官名月易、凶籍散逸、不能詳備。
- 21 大唐職員多因隋制、雖小有变革、而大較小異。貞觀六年、大省内官、凡文武定員、六百四十有三而已。龍朔二年、又改京諸司及百官之名、咸亨元年復旧。
- 22 至於武太后、再易庶官、或從宜創号、或參用古典。天授二年、凡举人、無賢不肖、咸加擢拜、大置試官以処之。試官蓋起於此也。於時擢人非次、刑網方密、雖驟歷榮貴、而敗輪繼軌。神龍初、官復旧号。二年三月、又置員外官二十余人。於是遂有員外・檢校・試・撰・判・知之官。逮乎景龍、官紀大紊、復有「斜封無坐処」之誦興焉。
- 23 先天以来、始懲其弊。
- 24 至開元二十五年、刊定職次、著為格令。蓋尚書省以統会衆務、拳持繩目。門下省以待從獻替、規駁非宜。中書省以獻納制冊、敷揚宣勞。秘書省以監録圖書。殿中省以供修膳服。内侍省以承旨奉引。御史台以肅清僚庶。九寺・五監以分理群司。六軍・十六衛以嚴其禁禦。一詹事府・二春坊・三寺・十率、俾又儲宮。牧守督護、分臨畿服。
- 25 設官以經之、置使以緯之。自六品以下、率由選曹、居官者以五歲為限。於是百司具举、庶績咸理、亦一代之制焉。
- 23、24条の注である。前稿②の一二二頁を参照。